

雫石町協働のまちづくり推進条例

逐条解説

雫石町

「雫石町協働のまちづくり推進条例」の趣旨と検討経過

この条例案は、住民や地域コミュニティ代表者、知識経験者 16 名で組織する（仮称）まちづくり協働推進条例検討委員会（委員長・岩手大学農学部広田純一教授）を設置し、様々な視点から条例の必要性、協働の定義と意義、住民や協働の役割について検討しました。

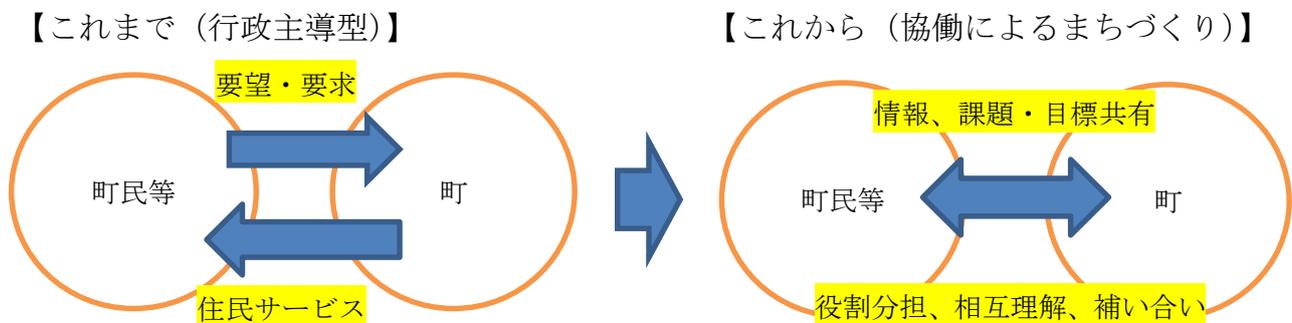
◎条例を策定しようとする背景

人口減少と高齢化の急速な進展により、全国の多くの農山漁村において商店や公共交通といった生活サービスや自治会などが担ってきた生活支援機能が低下してきていることが問題となっています。そういった地域課題を解決するため、地域で暮らす人々や様々な団体が主体となって連携し、地域活動を進めていく必要性が高まっています。

また、行政においても、税収の減少などによる経営資源の不安、職員の減少や多様化する住民ニーズなど取り巻く環境の変化に伴い、行政だけの取り組みや行政主導のまちづくりでは限界が見えてきました。

そのようなことから、町では、地域と行政が協働によりまちづくりを進めていくことが大切であると考え、平成 27 年度から、雫石・御所・御明神・西山の 4 地区別に地区住民等が構成員となる「地域づくり会議」を設置し、持続可能な地域づくりを進めるため、「4 地区別地域づくり計画」を策定しました。平成 28 年度からは、「地域づくり会議」を中心に、地域の課題を解決するための活動が進められ、活動を通して住民の皆さんの結束力と課題解決力向上が図られています。

まちづくりの原点は、主役である住民の皆さんが主体となってみんなが参加していくことです。町では、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを進め、より良い暮らしを実現するため、協働によるまちづくりの基本的な考え方を示した「協働のまちづくり推進条例」を策定することとしました。



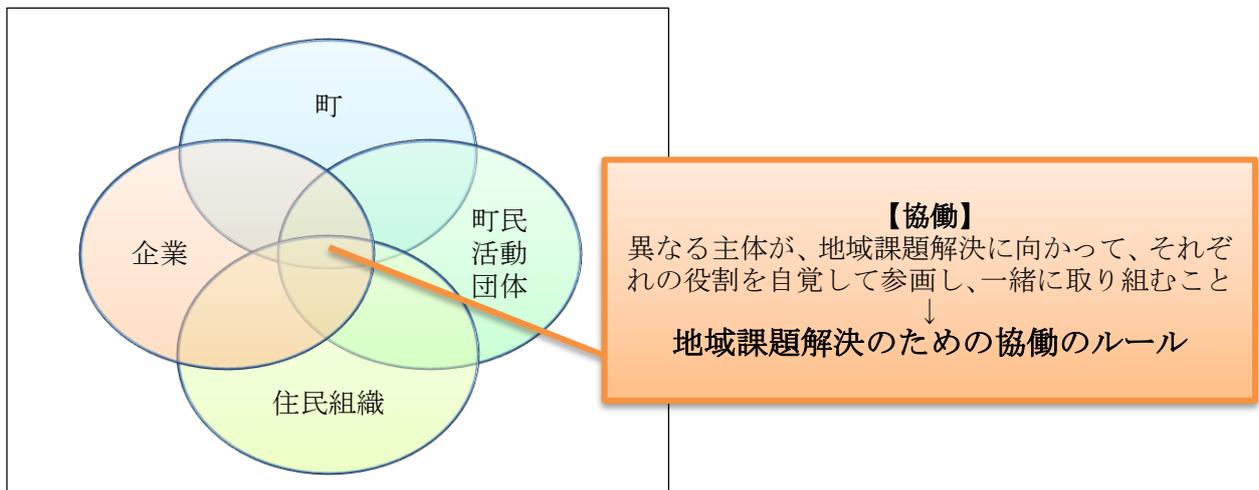
◎雫石町が目指す協働のまちづくり推進条例とは

町民等と町（行政）が協働のまちづくりに取り組むための基本原則を定めるとともに、町民誰もがまちづくりに参画し、人と人の繋がりをつくりながら地域課題の解決が図られるように、誰がどのような役割をもち、どのような考え方で取り組んでいくかを明らかにしたもので、町民等のまちづくりへの参画に力点を置いた条例です。

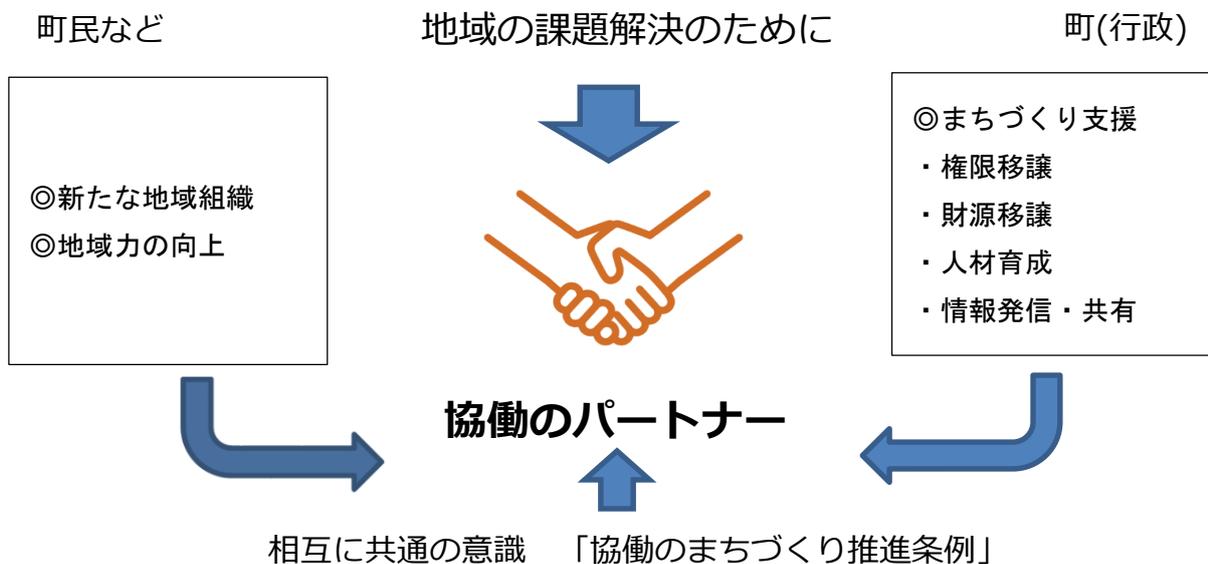
◎誰にでもわかりやすく、馴染みやすい文章

条例は、自治体の自治に関するルールを定めるものですが、「雫石町協働のまちづくり推進条例」は、その趣旨から全ての町民等に理解できるものであることが必要です。これまでの条例とは異なり、難解な行政用語の類はなるべく使用せず、平易な言葉を用い、文体を「です。ます。」調の口語体として、誰にでもわかりやすく、なじみやすい文章としました。

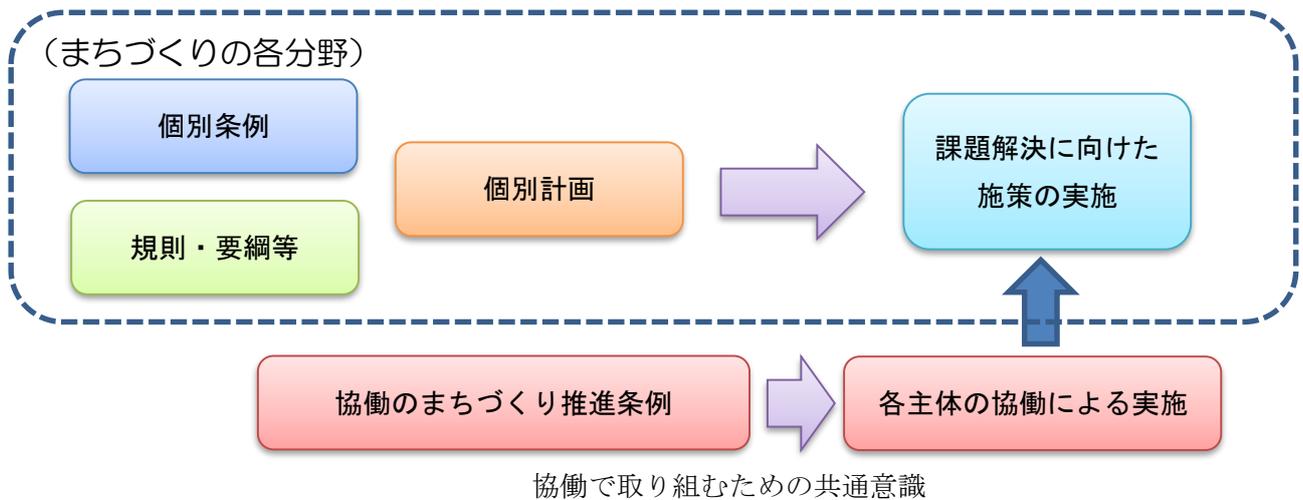
◎協働の定義



◎条例の位置づけ



◎条例の役割



◎条例案検討の経過

「協働のまちづくり推進条例」を検討するにあたり、町民代表や有識者で組織する(仮称)まちづくり協働推進条例検討委員会を設置し、併せて、条例原案の検討や雫石町における地域運営組織のあり方と、その実現の道筋を検討する職員チームを編成しました。

- ・(仮称)まちづくり協働推進条例検討委員会：委員16名(地域コミュニティ代表4名、地域づくり会議代表4名、各団体代表6名、知識経験者2名)
- ・条例・地域運営組織検討職員チーム：メンバー16名(総務課1名、地域づくり推進室3名、生涯学習課地区公民館担当5名、地域づくりサポーター(地域おこし協力隊)4名、中間支援NPO4名)

【検討委員会委員名簿】

No.	団体等名称	役職等	氏名	設置要綱
1	中町一自治会	会長	大村 悦正	1号委員 (地域コミュニティ組織)
2	榊沢自治会	会長	舩澤 誠一	
3	上野谷地自治会	会長	谷地 良一	
4	林崎公民館	館長	庄司 六十四	
5	新岩手農業協同組合南部営農経済センター	エリア統括部長	袖林 広見	2号委員 (産業関係団体、福祉関係団体及び教育関係団体)
6	雫石商工会	青年部長	千葉 茂人	
7	しずくいし観光協会	理事	三輪 亨	
8	雫石町社会福祉協議会	主査	澤口 文香	
9	雫石町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	佐々木 浩子	
10	雫石町婦人会	会長	中川 真理子	3号委員 (地域づくり会議)
11	雫石地区地域づくり会議		中野 真知子	
12	御所地区地域づくり会議		山崎 忍	
13	御明神地区地域づくり会議		原 正人	
14	西山地区地域づくり会議		鈴木 勝	4号委員 (知識経験者)
15	岩手大学農学部	教授	広田 純一	
16	いちのせき市民活動センター	センター長	小野寺 浩樹	

【策定経過】

期 日	(仮称) まちづくり協働推進条例 検討委員会	条例・地域運営組織検討職員チーム
平成29年 4月21日		第1回検討チーム会議 ・協働、地域自治についての勉強会
5月17日	第1回委員会 ・委員委嘱、目的の共有、他自治体事例紹介、意見交換	第2回検討チーム会議 ・社会教育と公民館についての勉強会
6月14日	第2回委員会（職員チームと合同） ・ワークショップ（テーマ：協働のイメージ、協働の主体）	第3回検討チーム会議 ・地域ヒアリング、地域づくり計画についての勉強会
7月10日	先進地視察（一関市：川崎まちづくり協議会、猿沢地区振興会）	
7月21日	第3回委員会（職員チームと合同） ・ワークショップ（テーマ：協働の必要性、協働の定義）	第4回検討チーム会議 ・地域ヒアリング進捗確認、条項と条例についての勉強会
8月17日	第4回委員会（職員チームと合同） ・ワークショップ （テーマ：協働を進めるために必要な環境・仕掛け、各主体の役割）	
8月22日		第5回検討チーム会議 ・条例素案の検討
9月4日	第5回委員会（職員チームと合同） ・条例案の修正作業	
9月6日		第6回検討チーム会議 ・条例、行政法務についての勉強会
9月15日		第7回検討チーム会議 ・条例素案の検討
10月3日	第6回委員会（職員チームと合同） ・条例名称の決定 ・条例案の修正作業	
10月13日～ 11月6日	パブリック・コメントの募集 （締め切り後、意見への対応及び内容の最終検討）	
10月27日		第8回職員検討チーム会議 ・条例案の確認 ・地域ヒアリング結果のまとめ ・地域運営組織についての勉強会
11月15日	第7回条例検討委員会（職員チームと合同） ・条例案の決定 12月議会提案へ	

条例逐条解説

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、雫石町における協働によるまちづくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、誰もがまちづくりに参画できる環境をつくとともに、地域課題の解決を図り、もって町民一人ひとりが住みよい暮らしを送り、幸福を感じられるまちの実現に寄与することを目的とします。

[趣旨]

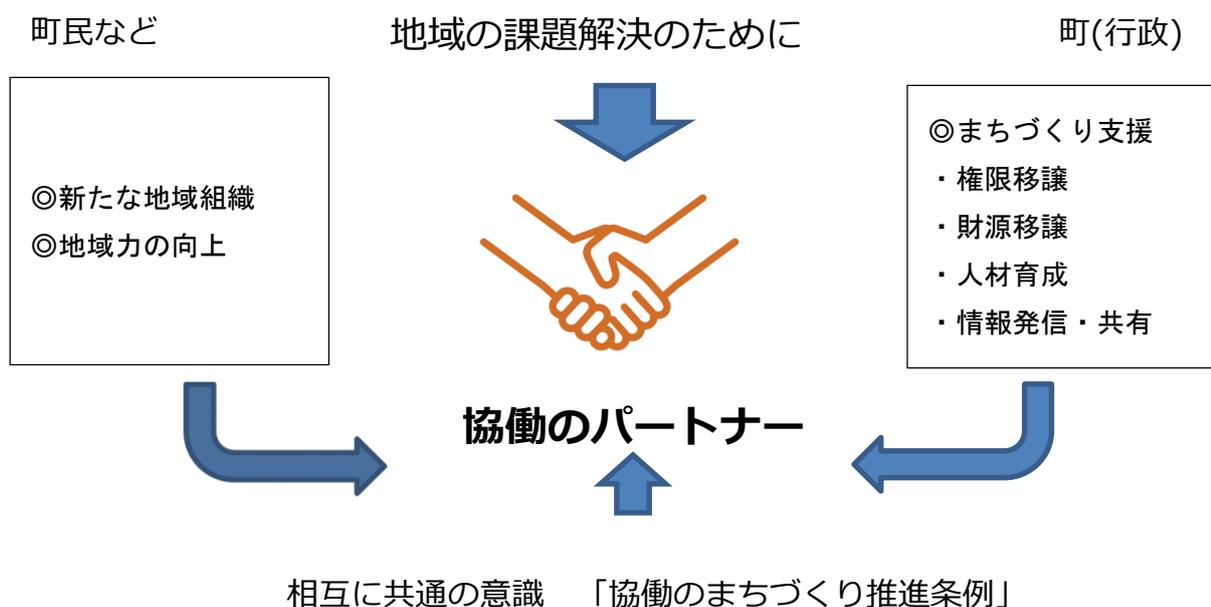
第1条は、この条例で達成しようとする目的と方法（進め方）について定めています。

[解説]

この条例では、協働によって進めるまちづくりに関する基本的なことがらを示します。

町民一人ひとりが住みよい暮らしを送り、幸福を感じられるまちをつくるために、町民誰もがまちづくりに参画し、人と人のつながりをつくりながら地域課題の解決が図られるように雫石町の協働によるまちづくりに関し、基本的な決まりを定める条例です。

■条例の位置づけ



第2条 定 義

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 協働 異なる立場の人や組織がそれぞれの役割を自覚して参画し、地域課題の解決に向かって一緒に取り組むこと。
- (2) まちづくり 町民一人ひとりが住みよい暮らしを送り、幸福を感じられるまちの実現に寄与する取組
- (3) 地域課題 地域の全部又は一部に共通する課題で、町又は町民等がそれぞれ単独では解決が困難なもの
- (4) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する者及びまちづくりに関わる者
- (5) 住民組織 町内の一定の区域に居住する者の地縁により組織された団体
- (6) 町民活動団体 町内で営利を除く特定の目的達成のために自由な意思に基づき組織され、活動する団体
- (7) 企業 営利を目的として、町内において事業活動を行う個人又は法人
- (8) 町民等 町民、住民組織、町民活動団体及び企業の総称
- (9) 町 町長、教育委員会その他の町の執行機関

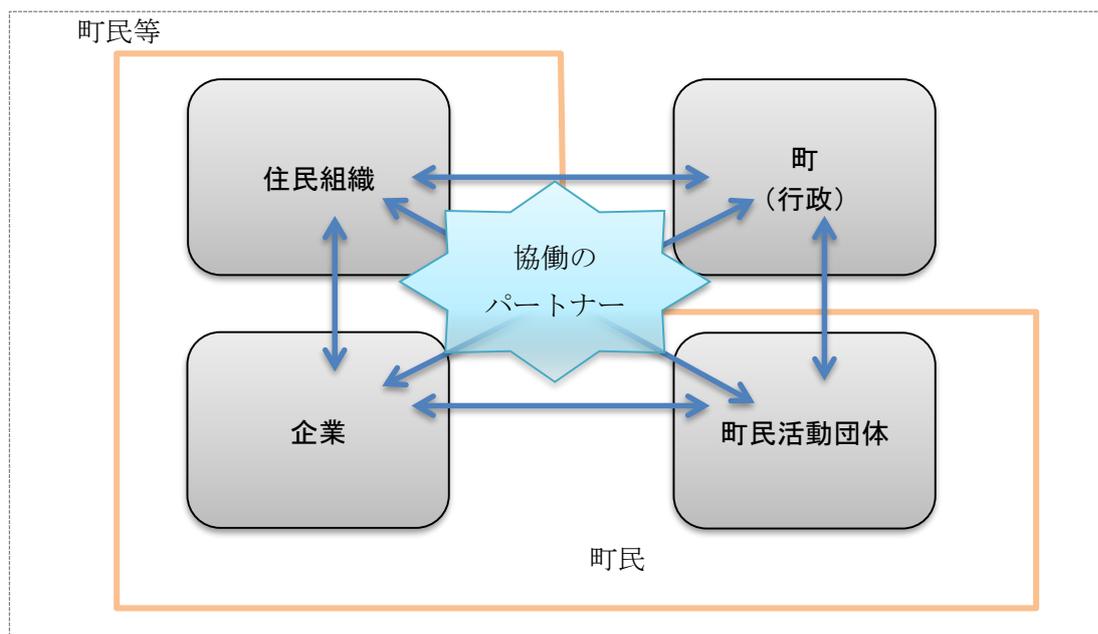
【趣 旨】

この条例で使用する重要な用語についての定義を定めています。

【解 説】

本条例で使用する重要な用語として、「協働」、「まちづくり」と「地域課題」の定義を示すとともに、協働のまちづくりの主体として「町民等」と「町」を整理し、さらに「町民等」の構成主体として「町民」「住民組織」「町民活動団体」「企業」を定義しています。各主体の役割については、別条文においてそれぞれ定めます。

協働のまちづくりの主体



第3条 協働によるまちづくりの基本理念

(協働によるまちづくりの基本理念)

第3条 町民等及び町は、相互理解を深めるとともに、互いの価値観を共有し、長所を生かし、短所を補い、協働によるまちづくりを推進します。

【趣 旨】

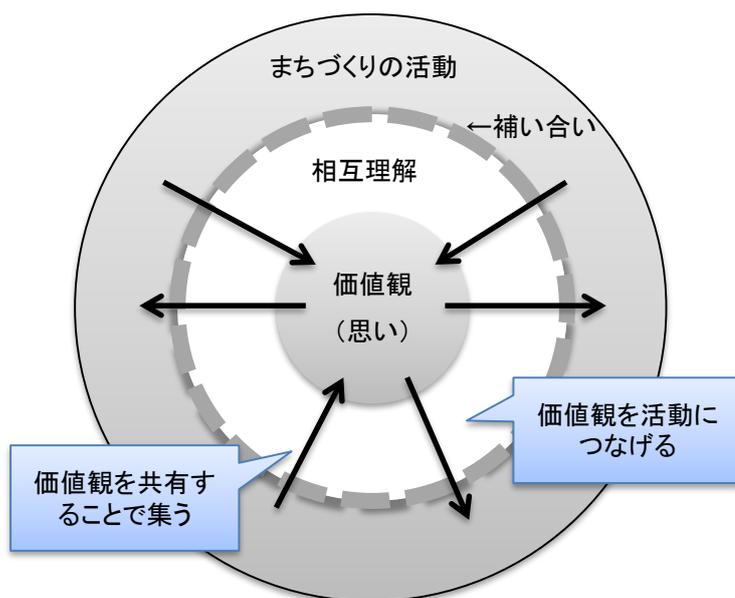
協働のまちづくりを進める上での基本となる考え方を定めています。

【解 説】

協働のまちづくりの最も重要なポイントとして、町民等と町が「まちづくりを協働の力」によって力強く進めていくという共通の方向性を宣言します。

協働とは、様々な価値観を持った人や組織が、それぞれではできないことを協力して一緒に動くこと、多様性のある人が一緒に動くことであるため、協働を実現するためには、まずそれぞれの主体が異なる価値観を持っているということを深く理解し合うことが何より重要です。さらには、それぞれの長所を生かし合い、短所を補い合い、地域課題の解決に取り組んでいきます。

価値観の相互理解からはじまり、互いの長所や短所を補い合うことで協働のまちづくり活動を行うことができます。さらに、それぞれのまちづくり活動が、価値観の共有や相互理解によりひとつに縫り合われていく双方向の活動により、協働のまちづくりが発展していきます。



第4条 協働の原則

(協働の原則)

第4条 町民等及び町は、次に掲げる事項を原則とし、協働を行うものとします。

- (1) 互いの価値観を尊重し、理解し合います。
- (2) 互いの役割に配慮し、補い合いの関係を築きます。

〔趣 旨〕

協働によるまちづくりを実現するうえで、町民等及び町が守らなければならない基本的な原則を定めています。

〔解 説〕

「協働とは何か」、また「対等な関係とは」という議論を重ねた結果、それぞれの主体は長所や短所があり、対等な関係の実現は非常に困難であること、そのため、協働を推進しようとしたときに、どうしても価値観や役割を押し付け合うことなのではないかといった不安が出されました。

協働とは、決して「やらされるもの」ではなく、参加している人が楽しさややりがいを感じられること、自発性と合意に基づく活動であることが重要です。また、各主体間がすべてにおいて「対等」であることは難しいですが、話し合いの場においては対等であり得ることが確認されました。

「対等な話し合い」により、それぞれの主体が目的と価値観を共有し、協働を無理なく継続していくことが、協働の重要な要素といえます。

- (1) それぞれの主体には長所や短所があり、そのため、お互いの立場や価値観を共有した上で、協働を進めることが必要という意味です。
- (2) 参画する主体が、役割を押し付け合い、やらされることなく、自発性と合意によって取り組んでいくことにより、課題解決も楽しさを感じながら協働していくことができるということです。

第5条 町民の役割

(町民の役割)

第5条 町民は、地域社会に関心を持ち、協働への理解を深め、まちづくりの推進に努めるものとします。

2 町民は、住民組織及び町民活動団体の活動に積極的に参画し、協力するよう努めるものとします。

〔趣 旨〕

協働によるまちづくりを進める上での町民の役割を定めています。

〔解 説〕

個々の町民は、まちづくりの主体として一番小さな主体ですが、一人ひとりが思いや考えを持ち、長所や短所を持っています。個々の町民が集まることで、住民組織活動や町民活動団体の活動の原動力となっていくます。そのため、町民は、自分でできることとできないことを理解し、自分の考えや思いを伝えていく役割があります。

近年、自治会への未加入や地域活動への参加者の減少などが課題となっていますが、町民一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、住民組織や町民活動団体の活動へ積極的に参加していくことが、協働によるまちづくりの第一歩となります。

第6条 住民組織の役割

(住民組織の役割)

第6条 住民組織は、所属する者同士の親睦を図り、地域課題の把握と解決に努めるもの
とします。

【趣 旨】

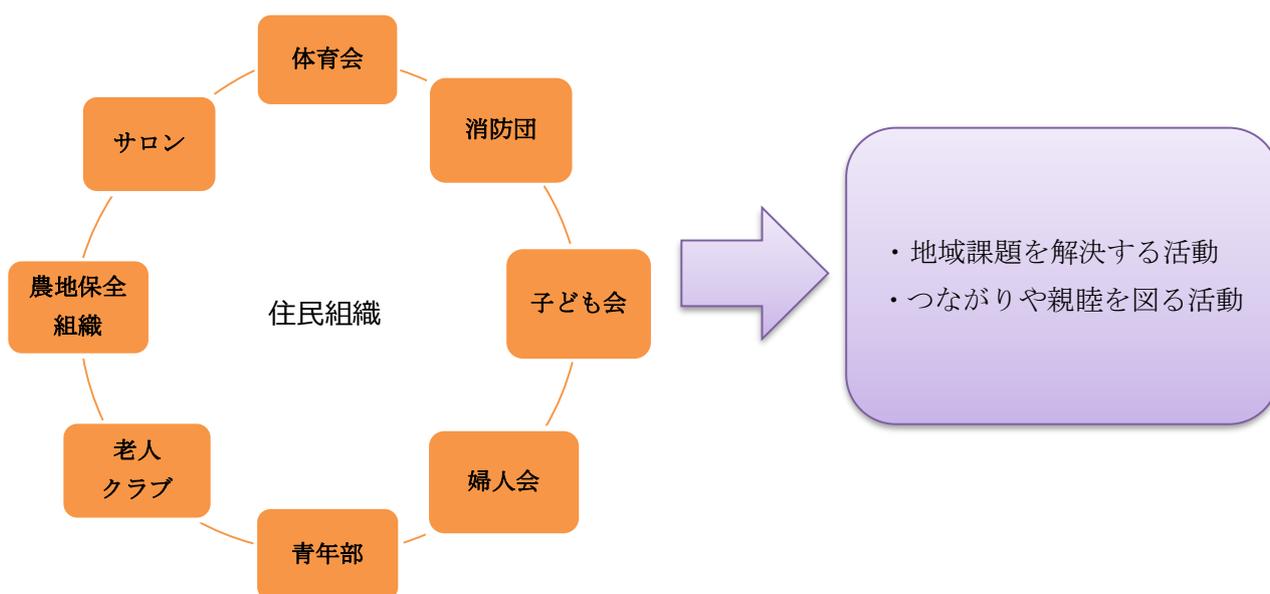
協働によるまちづくりを進める上での住民組織の役割を定めています。

【解 説】

住民組織とは、自治会や行政区をはじめとして、子ども会や老人クラブ、PTAなど地縁によるつながりを持ち、地域性と共通意識を基盤に、その地域内の生活環境や暮らしを良くしたり、つながりや親睦を深めたりする活動を行う組織や団体を示しています。

自治会や行政区など地縁による住民組織は、地域社会をつくる一番身近な単位であり、町民一人ひとりが自分の考えや想いを伝えることにより、課題が発信され、共有する人とつながりが生まれていきます。いわば、町民は協働の頭脳、住民組織は協働の基盤であると言えます。

町民の生活にとって一番身近な地域のことについての課題を、より身近なところから解決するため、町民相互が課題を共有し助け合う「補完性の原理」により進めることが大切です。



第7条 町民活動団体の役割

(町民活動団体)

第7条 町民活動団体は、自らの持つ知識等を生かし、協働によるまちづくりの推進に努めるものとします。

2 町民活動団体は、自らの活動に関する情報を分かりやすく町民に提供するように努めるものとします。

3 町民活動団体は、町民活動団体相互の交流及び連携に努めるとともに、町民、住民組織、企業及び町との交流及び連携に努めるものとします。

〔趣 旨〕

協働によるまちづくりを進める上での町民活動団体の役割を定めています。

〔解 説〕

町民活動団体とは、社会貢献活動をする団体で、ボランティア団体、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、商工会、NPOなどに加え、町外に所在する団体であっても、町内で公益増進に寄与することを目的とする活動を行う又は行おうとする場合も、これに含むものとします。

これらの団体の中には、個々に自主性があり、先駆的で専門性が高く、ネットワーク力を持った団体があります。しかしながら、その活動や団体自身についてあまり町民に認知されていないという課題もあります。

そのため、町民活動団体は、自らの活動が広く町民に理解され、受け入れられるように情報提供を分かりやすく行うことが必要です。

また、町民活動団体が、町民活動団体相互及び町民等との関わりを広げ、まちづくりに取り組む様々な主体と情報交換やネットワークを広げることにより、さらに大きな効果を上げることが期待されます。

第8条 企業の役割

(企業の役割)

第8条 企業は、地域社会の一員として、協働への理解を深め、協働によるまちづくりに協力するよう努めるものとします。

〔趣 旨〕

協働によるまちづくりを進める上での企業の役割を定めています。

〔解 説〕

企業は、経済活動を通じて社会的な使命を果たしていますが、地域社会を構成する一員として、様々な地域の活動や町民活動に協力又は参加に努めることが期待されています。

企業のまちづくりへの参加は、自らが社会貢献活動をする、他の主体が実施する活動に対する助成や寄付又は物的な支援をする、従業員等に対し地域活動への参加を奨励するなど、様々な方法が考えられます。

第9条 町の責務及び役割

(町の責務及び役割)

第9条 町は、協働によるまちづくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) 協働に関する情報の収集及び提供
- (2) 協働に関する学習機会の提供
- (3) 協働を推進するために実施する事業及び活動拠点の整備に関する支援
- (4) 住民組織の活動の促進
- (5) その他前各号に準ずる事業

2 町は、町民等と連携し、協働によるまちづくりを推進するために必要な環境の整備に努めます。

〔趣 旨〕

協働によるまちづくりを進める上で、町の果たすべき責務と役割を定めています。

〔解 説〕

町は、予算を持ち、町の社会の仕組みをつくり、法的な規制を執行する機能を持ちます。それゆえに、町には、協働によるまちづくりを推進するために必要な施策の実施と環境の整備をする責務があります。

(第1項各号)

- (1) 協働によるまちづくりは町民等及び町が情報を共有することで、円滑に行われます。そのため、まちづくりの取り組みに関して必要な情報を積極的に提供します。
- (2) 協働を進めていく上で、必要な知識や技術を町民等及び町の職員等が学ぶことにより、より効果的に地域課題解決の取り組みが図られます。町は、協働に関する学習の機会を創出します。
- (3) 町は、町民等が実施する協働に関する事業に対し、財政的、人的支援を行う責務と役割があります。また、町民等が協働による取り組みを実施するに当たり、話し合いや活動をするために集う拠点が必要です。町は、協働を推進するために使用する活動拠点の整備に関し、支援します。
- (4) 住民組織は、これまでも地域の生活環境や暮らしを守り、良くするための活動に取り組んでおり、今後も町は継続的に支援をします。
- (5) その他、町は、協働を推進するために必要と考えられる事業に対し、支援します。

(第2項)

町は、協働によるまちづくりが効率的で機能的に進められるよう、町民等と連携し、第1項の各号に掲げる施策に取り組み、社会情勢の変化や様々な課題に対応した行政サービスを行うため、環境の整備に努める責務と役割があります。

第 10 条 協働の推進

(協働の推進)

第 10 条 町民等及び町は、協働を行うために必要な人材の育成及び話し合いの場づくりに努めるものとします。

〔趣 旨〕

協働のまちづくりを推進するために必要となる取り組みを定めています。

〔解 説〕

協働を進めていくうえで、具体的な推進策として、①人材の育成と、②話し合いの場づくりを定めています。

①人材育成

雫石町において現状を鑑みたときに、単に話し合いの場を作るだけでは不十分であり、話し合いへの参加を促すためのあきらめない声掛けや、PRを行うとともに、話し合いの場やそれ以外の場面においてそれぞれの主体の意見を汲み、相互理解を推進する相談役のような、町民と町（行政）をつなぐ人材の育成が重要です。

②話し合いの場づくり

異なる主体が、協働し、地域課題を因るためには、話し合いに基づき分かり合う場をつくることが、同じ目標に向かって一緒に行動する基礎となります。また、話し合いの場においては、各主体が本音で話せる環境や、一方に負担を押し付けないなど、疲れない環境づくりにも心掛ける必要があります。

第11条 検証

(検証)

第11条 町は、この条例に基づく取組が社会情勢の変化に対応したものとなっているかを継続的に検証し、必要があると認める場合は、条例及び取組の見直しを行うものとします。

2 この条例の見直しは、町民等と町の協働により実施するものとします。

〔趣旨〕

協働のまちづくりが着実に進行しているかを把握するとともに、条例の検証を定期的に行い、継続した改善の必要性を定めています。

〔解説〕

協働によるまちづくりは時代のニーズや社会情勢の変化などによって取り組み方が変化します。

また、条例を施行し、運用する中で想定していないことが発生したり、運用にあたって新たな課題が生じたりすることもあります。こうしたことから、町は、この条例を町民とともに見直しを行い、必要に応じて改正する「町民が見守り、育てる条例」を目指します。

